

指定管理施設の管理運営評価表（評価対象年度：令和3年度）

担当部署名	企画振興部 飯南地域振興局 地域住民課
評価対象期間	令和3年 4月 1日 ～ 令和4年 3月31日
評価対象年度指定管理料	12,761,055 円

1. 施設の概要等

施設の概要	名称	松阪市飯南高齢者生活福祉センター
	所在地	松阪市飯南町横野870番地1
	設置目的	高齢者及び住民の福祉を増進するため松阪市高齢者生活福祉センターを設置する。
	設備の概要	施設の目的を達成するため、居室の提供（5室）、教養娯楽室、機能回復訓練室、浴室食堂などを配置し高齢者及び住民の福祉を増進する事業を行う。 （鉄筋コンクリート造り一部二階建て・建築面積945.69㎡）

2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名称	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会
	所在地	松阪市殿町1563番地

指定管理業務の内容	<p>(1) 飯南高齢者センターの次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者介護機能の推進に関する業務 イ 高齢者に対する一定期間の住居の提供に関する事業 ウ 高齢者の生活、健康等の相談事業 エ 高齢者の生きがいを高める事業 オ 社会福祉関係団体の指導育成事業 カ 高齢者の福祉増進事業 <p>(2) 飯南高齢者センターの利用の許可に関すること。 (3) 飯南高齢者センターの利用料金に関すること。 (4) 飯南高齢者センターの維持管理に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の権限に属する業務を除く飯南高齢者センターの管理に関すること。</p>
-----------	---

業務運営実施状況	管理業務の実施状況	<p>(居住入居者数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入居者：居室数(5居室)内入居室数5室2名 (3名×4ヶ月、2名×5ヶ月、1名×1ヶ月)【延べ23名】 延べ稼働日数：700日（生活援助員により管理運営） ○教養娯楽室：94件 253名 ○健康教育指導室：154件 480名 ○厨房・食堂：33件 344名 計1077名
	サービスの質の向上	低コストで高いサービス水準を保持するため、サービスの質の向上を目指し施設の目的である高齢者の福祉を増進する事業を行う。施設の環境美化に努め、利用者が気持ちよく利用していただくため定期的に清掃を行っている。
	施設・設備等の維持管理	<p>施設設備の維持管理を行うため、施設の清掃業務、施設の警備保障、空調機の保守、電気保安業務、消防設備、受水槽保守点検、自動ドア、事務機器保守等の点検業務を行っている。</p> <p>(社協負担の修繕)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室トイレ便器取替え、居室手すり取付け、浴槽タイル張替え、ろ過ポンプゴム逆止め弁、一般浴槽ろ過操作盤部品取替え <p>(行政負担の修繕)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽放流ポンプ、事務所空調機取替え、昇温ポンプ（2号機）交換、裏口（通用口）ドア修繕

指定期間	平成31年 4月 1日 ～ 令和6年 3月31日
------	--------------------------

(単位：円)

		事業計画	事業収支実績					
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業収支推計	収入	指定管理料	13,148,055	10,427,657	10,427,657	13,028,528	13,148,055	12,761,055
		事業収入	744,000	707,940	581,200	697,120	626,792	427,936
		前期末残	0	0	0	0	0	0
		繰入金	0	3,378,258	3,329,602	591,285		
		計 (A)	13,892,055	14,513,855	14,338,459	14,316,933	13,774,847	13,188,991
支出		人件費	9,264,000	10,453,591	10,349,046	10,244,203	9,277,386	8,821,822
		通常維持経費	4,063,000	3,551,065	3,447,019	3,601,814	3,780,561	3,634,490
		その他経費	565,055	509,199	542,394	470,916	716,900	732,679
		計 (B)	13,892,055	14,513,855	14,338,459	14,316,933	13,774,847	13,188,991
		収支差引額 (A) - (B)	0	0	0	0	0	0

3. 指定管理者業務運営項目別評価

評価項目		指定管理者自己評価		担当部署評価	
業務運営項目	内容	採点	判定	採点	判定
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	5	A	4	B
	②施設設置目的の達成度	5		4	
	③利用者数	4		4	
	④運営状況	5		5	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	5		3	
	⑥意思疎通	5		5	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	5		5	
	⑧地域の振興・活性化	4		4	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	4	A	3	A
	②利用者の平等な利用	5		5	
	③適切な情報提供	5		5	
	④利用促進・PR	4		4	
	⑤非常時・緊急時の対応	5		5	
	⑥苦情解決体制及び対応	5		5	
	⑦自主事業	4		4	
	⑧利用者アンケートの実施	4		4	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	4	A	4	B
	②備品・什器等の保守点検	5		4	
	③修繕業務	5		3	
	④樹木・植栽等管理業務	5		3	
	⑤清掃業務	5		3	
	⑥鍵管理	5		5	

【(注1)のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-(2)の採点基準にて評価】

4. 総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
<p>【努力した点・成果等】</p> <p>○住民への生活等の相談窓口を設置し、継続的な利用が確保されている。</p> <p>○居住入居者について、転居への支援を松阪市と連携し対応を行った。</p> <p>○貸館及び居住利用者に対して、コロナウイルス感染防止策として消毒等の徹底を行った。</p> <p>○自主事業として地域住民の方に施設を有効活用していただいた。</p>	<p>【評価すべき点】</p> <p>○居住サービスについて、長期間居住している方々に対して、「一定期間」の居住であることを丁寧に説明して、転居の支援を行っていただいた。</p>
<p>【改善すべき点】</p> <p>○貸館の利用を周知していくとともに備品の貸出等も行い、住民サービスの向上と、地域交流の場として利用を促進していく。</p> <p>○施設の老朽化に伴い、設備や備品の修繕が必要になってくることもあるため、施設の日々の見回りや修繕計画を作成し、進捗状況の管理にも努めていく。</p>	<p>【指導すべき点】</p> <p>○条例に定められた指定管理者が行う業務のうち、「高齢者介護機能の推進に関する事業」「高齢者の生活、健康等の相談事業」「高齢者の生きがいを高める事業」「社会福祉関係団体の指導育成事業」「高齢者の福祉増進事業」の運営企画について、指定管理者が強みとする地域福祉の観点からより積極的かつ活発に行っていただき、高齢者及び住民の福祉の増進に努めていただきたい。</p> <p>○施設の管理について、階段付近の清掃が行き届いていなかったり、玄関横の階段下のスペースに事業所の備品や消耗品が常に積み上げられていたり、適正な施設管理について課題があるといえる。施設の目的や課題を理解し、地域ニーズに応じた事業の運営企画や的確かつ計画的な施設修繕ができる人員の配置を期待したい。</p>
<p>【所属長意（今後の方向性等）】</p> <p>○条例に定められた指定管理者が行う業務のうち、「高齢者に対する一定期間の住居の提供に関する事業」は令和4年4月をもって飯高と統合となり、当該施設の管理について指定管理者制度を見直すきっかけとなった。</p> <p>○本施設は、通所介護サービスを提供する重要かつ必要不可欠な施設である。平成3年の建築から30年が経過しメンテナンスや修繕に関する費用が増加する傾向にあるが、今後も安定した通所介護サービスを提供すべく、修繕の必要性を判断していきたい。</p>	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる